

「せと市民総ぐるみ安否確認」の提唱について

(主旨)

- 1 瀬戸市及び瀬戸市自治連合会は、地震発生時における市民の命を守るため、市民による安否確認(せと市民総ぐるみ安否確認)を提唱することとし、その方法として安否札の掲出をすることに關し、必要な事項を定めるものとする。

(安否札)

- 2 安否札の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 各連区自治会で定めている場合は当該安否札とする。
 - (2) 各連区自治会で定めていない場合又は各連区自治会に加入していない世帯は、タオル若しくは瀬戸市指定可燃用ごみ袋を安否札とする。

(安否札の掲出)

- 3 市民は、自身を含め世帯の安否を示すため、公道から目視可能な場所(玄関又はベランダ等)へ安否札の掲出に努めるものとする。

(掲出基準)

- 4 安否札の掲出基準は、震度5弱以上の地震とする。

(安否確認)

- 5 市民は、前項の掲出基準に該当する場合において、安否札の掲出をしていない住宅等を対象に、その安否確認を近隣住民等で相互に行うよう努めるものとする。

(訓練)

- 6 安否確認訓練は、瀬戸市総合防災訓練(せと市民総ぐるみ防災訓練)及び各連区自治会等で行う防災訓練で実施するものとする。

(協議)

- 7 この提唱に定めのない事項又はこの提唱の実施に当たって疑義が生じた事項については、瀬戸市と瀬戸市自治連合会が協議して定めるものとする。

附 則

この提唱は、令和3年2月5日から施行する。